平成２５年（フ）第４１号
広島市東区中山新町３丁目９番13号
債務者　保井　利成
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６号
広島市安佐北区口田南３丁目16番９号
債務者　寺門　宏朗
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７号
広島市安佐北区口田南３丁目16番９号
債務者　寺門　令子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
広島県尾道市山波町727番地１
債務者　神垣　昌弘
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
広島県世羅郡世羅町大字川尻2250番地１
債務者　ラビット甲山店こと　新谷　直美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
広島県尾道市因島中庄町4361番地52
債務者　箱崎　真美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
山口県下関市豊北町大字神田1926番地
債務者　橋本　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８号
福岡県嘉麻市上山田1065番地７　山田さくらが丘団地343号
債務者　清水　里美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第９号
福岡県嘉麻市飯田356番地１　碓井熊本団地20号
債務者　溝上　麻美
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４号
福岡県柳川市三橋町柳河467番地１　グリーンハイツ矢ケ部102号
債務者　星野　昇一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
福岡県田川郡福智町伊方3849番地２
債務者　中道ひろみ
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２１号
福岡県田川市大字伊田3523番地１、前住所福岡県田川郡香春町大字中津原2886番地９
債務者　佐々木由紀（旧姓崎田）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13494番地60　シティーコーポ206号
債務者　黒木亜由美（旧姓濵砂）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６号
宮崎県串間市大字都井3198番地
債務者　谷口　昌明
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第７号
宮崎県日南市油津１丁目３番13号
債務者　藤浦　淳司
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮崎県延岡市恒富町１丁目７番地７
債務者　森本　廣志
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２０号
宮崎県日向市大字富高6222番地13
債務者　黒木　幸恵
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部